平成２４年度
新製品・新技術開発助成事業（皮革・皮革製品ものづくり支援事業）助成金
募集要領（再募集）

＜受付期間＞
平成２４年8月2日（木）～　8月３１日（金）
受付時間　9:30 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00 ／月曜～金曜（夏期休暇を除く）

平成２４年8月

社団法人　日本皮革産業連合会

新製品・新技術開発助成事業（皮革・皮革製品ものづくり支援事業）助成金
募集要領

平成２４年8月1日
社団法人　日本皮革産業連合会

１．事業の目的

本事業は、日本製の皮革・皮革製品を開発し、国際競争力を高めるため、皮革業界として新規性のある商品開発・技術開発に共同で取り組む事業（以下「共同事業」）に要する経費の一部を助成することにより、皮革・皮革製品関連企業による売れる商品づくりやブランド構築の実現を目指し、我が国皮革産業の活性化及び振興に寄与することを目的とします。

２．助成対象事業及び助成対象者

（1）対象事業

助成対象者が、当該皮革業界及び地域の中で新規性、独自性等がある皮革・皮革製品の開発または同技術開発を行うための共同事業を助成対象とします。

（2）助成対象者

共同事業における参加企業は４社以上とします。その参加企業の代表者となる事業者（以下「代表企業」）に対して、予算の範囲内で共同事業に必要な経費を助成金として交付します。

なお、平成２４年度は共同事業３件までの助成を予定しています。

（注）代表企業が行う事業に限らず、他の共同事業者が行う事業についても代表企業が行う事業として助成対象とすることができます。なお、代表企業以外が支出する場合は、立替払を行い、その後、代表企業に立替払の請求をすることになります。

３．助成対象経費

謝金、旅費、原材料費、機械装置又は工具器具の購入等に要する経費、会議費、委託費等
＊通常の生産活動のための設備投資、原材料や商品仕入れ等営利活動とみなされる経費は除きます。（詳細は別紙の通り）

また、製品及び技術開発のため事前に行う市場調査の費用は認めますが、開発後の販路開拓の費用については対象外とします。

４．助成率及び助成限度額

助成金の額は、助成対象経費に２／３以内の助成率を乗じて得た額とし、５００万円を限度とします。

５．事業期間

原則として助成金の交付決定の日から当該年度末までとします。助成事業期間外に行った事業や支払われた経費等については、助成対象となりません。

なお、２カ年の計画で共同事業を行う必要がある場合は、助成事業の期間を次年度末とすることも可とします。（注：この場合、助成額は、2カ年併せて５００万円が限度となります。）

その際には、次年度分は新たに交付申請をしていただくこととなり、必要性の理由及び事業計画を提示していただきます。但し、複数年度事業の提案であっても、次年度以降の助成金交付の約束をするものではありません。

６．応募方法

（1）応募期間（受付期間）

平成２４年8月2日（木）～8月３１日（金）

受付時間：９：３０～１２：００、１３：００～１７：００／月曜～金曜（夏期休暇を除く）

＊上記時間外は受け付けませんので、ご注意ください。

＊当連合会の夏期休暇は、８月１０日(金)から１５日（水）までとなります。

（2）申請書類

共同事業を行う代表企業の方から、以下の申請書類を連合会あてにご提出下さい。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

【申請書類】

①新製品・新技術開発助成金交付申請書（様式第１）

②　同　助成事業計画書（別紙１）

③　同　経費明細表（別紙２）

＊仕入に係る消費税及び地方消費税は、原則として助成対象経費となりませんので、ご注意下さい。

④過去２年間の貸借対照表、損益計算書（これらの書類がない場合は、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類）

※④については、共同事業を行う全事業者分も添付いただきます。

【申請部数】３部　（正本１部、副本２部）

(３) 申請書類の入手方法

①(社)日本皮革産業連合会のホームページ－公募情報からのダウンロード

（http://www.jlia.or.jp/index.php?pg=kobo）

②当連合会からの郵送（（６）の問い合わせ先まで、ご請求ください。）

(４)提出書類について

①申請書を提出する際は、当連合会まで、郵送するか直接持参して下さい。

ＦＡＸ及びＥメールによる提出は受け付けられません。なお、郵送される場合は、受付最終日の17：00までに間に合うようお送り下さい。

②様式の用紙の大きさはＡ４版で、片面印刷でお願いします。

(５)その他

①申請書類に不備がある場合は、審査対象とならないことがありますので、ご留意ください。

②申請書類は、審査、契約、管理、確定、精算など一連の業務遂行のためのみ利用します。
③申請書類は返却いたしませんので、必要に応じて原本の控えをお備えください。

(６)提出先、問い合わせ先

〒111－0043
東京都台東区駒形１－１２－１３　皮革健保会館７階
社団法人　日本皮革産業連合会
TEL：03-3847-1451　FAX：03-3847-1510
担当　鈴木（E-mail：t-suzuki@jlia.or.jp）
柿崎（E-mail：kakizaki@jlia.or.jp）

７．審査について

公募終了後、事務局及び本事業担当の審査会での審査を行います。その結果を踏まえて、所管の企画・研究開発委員会において総合的な審査を行い、助成金交付の可否を決定します。交付を決定した場合は、代表企業宛に通知書を郵送いたします。

８．助成金の支払

助成金は、事業が終了し、助成金額を確定した後に代表企業に支払うものとします。ただし、必要があると認められる経費については、事業費の交付決定の後に概算払（一部）をすることも可能です。

９．財産の帰属等

助成事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は助成対象者に帰属します。

ただし、代表企業は、上記について発明、考案等に関する特許権、実用新案権または意匠権等（産業財産権等）を助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後、５年以内に出願したり取得した場合や、それらを譲渡したり実施権を設定した場合には、連合会に届け出ていただくことになります。

別　表

助成対象経費一覧

経費区分	内　　容
謝　　金	委員謝金及び専門家謝金
旅　　費	委員旅費、専門家旅費及び職員旅費
研究開発 事 業 費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入，製作，改良，据付け，借用，保守又は修繕に要する経費、試作品等の設計（デザインを含む。）,製造, 改良, 加工, 実験, 分析に要する経費、産業財産権等の取得に要する経費、外注費、技術コンサルタント料
事 業 費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、雑役務費、市場調査費
委 託 費	研究開発事業及び市場調査事業の一部を委託する経費

○産業財産権等の取得に要する経費のうち、以下の経費については補助対象とはなりません。

・日本の特許庁に納付される経費（特許出願手数料、審査請求料及び特許料等）

・拒絶査定に対する審判請求または訴訟を行う場合に要する経費